３高福第３７４号

令和３年４月１９日

　各高齢者施設等管理者　様

愛知県福祉局高齢福祉課長

（　公　印　省　略　）

「まん延防止等重点措置」の適用に係る高齢者施設等の対応について（依頼）

　今般の新型コロナウイルス感染症の全国的な感染再拡大を受け、国において、　本県に対する新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）に基づく「まん延防止等重点措置」の適用が決定されました。

　このため、本県では、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に　基づき、特に、名古屋市を重点措置を講じるべき区域とし、飲食店等に対する営業時間短縮要請等、感染のまん延防止と第４波の抑制を図るため、必要な対策を強化することとしております。

　各施設等においては、別添「まん延防止・第４波の抑制に向け　県民・事業者の皆様へのメッセージ」を確認の上、更なる感染防止対策の徹底を図りつつ、引き　　続き介護サービス等の提供に努めていただきますようお願いします。

　なお、介護サービス等の提供にあたっては、厚生労働省からの令和２年10月15日付け事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その２）（一部改正）」等を参考に適切な対応をお願いします。

担　当　施設グループ

電　話　052-954-6287（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）

担　当　介護保険指定・指導グループ

電　話　052-954-6289（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）